

三沢市意思疎通支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第22条第1項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第6号の規定に基づき、聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等その他の日常生活を営むのに支障がある障害者等（以下「聴覚障害者等」という。）とその他の者との意思疎通を支援するために、手話通訳者又は要約筆記者（地域生活支援事業の実施について（平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）別記6の4（2）アに規定する「手話通訳者」、同イに規定する「要約筆記者」（以下「意思疎通支援者」という。）を派遣し、円滑な意思疎通を図ることにより、自立と社会参加の促進に資することを目的とする。

(事業の内容等)

第2条 市長は、三沢市意思疎通支援事業（以下「事業」という。）として、次に掲げる業務を実施する。

- (1) 三沢市手話通訳者規程で定める三沢市手話通訳者による同規程第3条で定める業務
- (2) 意思疎通支援者のうち、三沢市手話通訳者以外の手話通訳者の派遣に関する業務
- (3) 意思疎通支援者のうち、要約筆記者の派遣に関する業務
- (4) 三沢市手話通訳者による前3号の連絡調整業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(市の責務)

第3条 市長は、第2条に規定する業務を遂行するに当たって、従事する意思疎通支援者の健康と安全の確保に努めなければならない。

(事業の委託及び監督等)

第4条 市長は、第2条第2号及び第3号に規定する業務を市長が適当と認め

た法人（以下「受託者」という。）に全部又は一部を委託することができる。

2 市長は、前項の規定により業務を委託したときは業務の適正な遂行を図るため、受託者に対して常に状況に応じた監督を行い、適正な履行を確保するものとする。

3 受託者は、前項の規定による市長の監督を受け、市長から役務改善命令等がなされた場合には、その補正等の措置をしなければならない。

（派遣の対象者等）

第5条 意思疎通支援者の派遣対象は、三沢市内に居住する個人で聴覚障害者等及び聴覚障害者等との意思疎通を必要とするその他の者とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、業務上緊急に意思疎通支援者の派遣を必要とする市外に居住する聴覚障害者等がいるときは、当該聴覚障害者等を対象者として意思疎通支援者を派遣することができる。

（意思疎通支援者の責務）

第6条 意思疎通支援者は、意思疎通支援業務を遂行するに当たって、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 事業を通じて知り得た情報を本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。意思疎通支援者を辞した後もまた同様とする。

(2) 手話通訳又は要約筆記の技術、聴覚障害者等に関する知識の向上に努めること。

（派遣の内容等）

第7条 意思疎通支援者の派遣の対象となる内容は、聴覚障害者等の日常生活及び社会生活を営むために必要なものとする。ただし、次の各号に掲げる事項は除くのものとする。

(1) 市長が社会通念上派遣することが好ましくないと認める内容

(2) 市長が公共の福祉に反すると認める内容

（派遣の区域）

第8条 意思疎通支援者の派遣の対象となる区域は、三沢市内とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、業務上市内に居住する聴覚障害者等の個人で、市外に派遣することが必要であると認めるときは、当該聴覚障害者

等を対象者として意思疎通支援者を市外に派遣することができる。

(派遣の申請)

第9条 意思疎通支援者の派遣を申請することができる者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 第5条第1項で規定する者及びその者の家族

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める個人

2 申請者は、意思疎通支援者の派遣を希望する日の14日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年始年末を除く。）前までに、三沢市意思疎通支援者派遣申請書（様式第1号。以下「派遣申請書」という。）により、市長に申請するものとする。ただし、緊急又はやむを得ない事由のある場合は、この限りではない。

(派遣の決定)

第10条 市長は、前条第2項の派遣申請書を受理したときは、内容を審査の上、意思疎通支援者の派遣の可否を決定し、三沢市意思疎通支援者派遣決定（却下）通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、派遣が可能な意思疎通支援者が三沢市手話通訳者以外の場合は、三沢市手話通訳・要約筆記依頼書（様式第3号）により、受託者に依頼するものとする。ただし、緊急又はやむを得ない事由のある場合は、この限りでない。

(申請者の費用負担)

第11条 意思疎通支援者の派遣に要する申請者の費用負担は、原則無料とする。ただし、意思疎通支援業務を行う際に必要となる意思疎通支援者に係る入場料、参加費その他これらに類する費用は申請者が負担しなければならない。

(派遣の停止等)

第12条 市長は、この要綱に反し、申請者が虚偽の申請により意思疎通支援者の派遣の決定を受けたときは、意思疎通支援者の派遣を停止し、又は意思疎通支援者の派遣に係る費用の全部若しくは一部の負担を命ずることができる。

(意思疎通支援者の登録)

第13条 意思疎通支援者として登録を受けようとする者は、三沢市意思疎通支援者登録申請書(様式第4号)に、手話通訳者にあつては第1号から第3号までに掲げるいずれかの資格を証する書類を、要約筆記者にあつては第4号又は第5号に掲げる資格を証する書類を添付して福祉事務所長に提出しなければならない。

- (1) 手話通訳を行うものの知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令(平成21年厚生労働省令第96号)に基づく手話通訳技能認定試験の合格者
- (2) 青森県手話通訳者登録試験の合格者
- (3) 前2号に掲げる者と同等と認められる者
- (4) 青森県要約筆記者登録試験の合格者
- (5) 前号に掲げる者と同等と認められる者

2 福祉事務所長は、前項の規定による申請があつたときは、当該申請の内容を審査して登録の可否を決定し、三沢市意思疎通支援者登録決定(却下)通知書(様式第5号)により当該申請をした者に通知するものとする。

3 福祉事務所長は、前項の規定により意思疎通支援者としての登録を決定したときは、三沢市意思疎通支援者登録台帳(様式第6号)に登録するものとする。

4 福祉事務所長は、意思疎通支援者が意思疎通支援者として不適当と認めるときは、当該意思疎通支援者の登録を取り消すことができる。

(意思疎通支援者証)

第14条 福祉事務所長は、意思疎通支援者に三沢市意思疎通支援者証(様式第7号)を交付するものとする。

2 意思疎通支援者は、意思疎通支援の業務を行うときは、常に三沢市意思疎通支援者証を携帯し、提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

3 意思疎通支援者は、三沢市意思疎通支援証を紛失し、又は毀損したときは、速やかに、三沢市意思疎通支援者証紛失等届出書兼再交付申請書(様式第8

号)を福祉事務所長に提出しなければならない。

- 4 意思疎通支援者は、登録を受けた事項に変更があるときは、速やかに、三沢市意思疎通支援者登録事項変更届出書(様式第9号)を福祉事務所長に提出しなければならない。
- 5 意思疎通支援者は、意思疎通支援者の登録を取り消されたとき、又は登録を辞退するときは、三沢市意思疎通支援者証を福祉事務所長に返還しなければならない。

(報告)

第15条 意思疎通支援者は、意思疎通支援業務終了後、速やかに三沢市意思疎通支援者派遣業務報告書(様式第10号)を作成し、市長が指定する日までに市長に提出しなければならない。ただし、受託者が意思疎通支援者を派遣した場合は、受託者の作成する報告書が様式第4号と同様の内容が明記されていれば代用することができる。

(謝礼)

第16条 福祉事務所長は、意思疎通支援者派遣業務報告書により適正に意思疎通支援の業務が行われたことを確認したときは、次の各号に定める金額で算出した金額を意思疎通支援者に支払うものとする。

- (1) 1時間につき5,000円。1時間未満のときには、これを1時間とする
- (2) 1時間を超える場合において、30分未満の端数が生じたときはこれを0.5時間とし、30分以上1時間未満の端数が生じたときはこれを1時間として処理する。
- (3) 派遣場所までの往復にかかる交通費として、公共交通機関等を利用した場合、また、やむを得ない理由により有料道路、有料駐車場を利用した場合は実費とする。自家用車を使用した場合は1km当たり30円とする。

(意思疎通支援者の技術及び知識の向上)

第17条 市長は、意思疎通支援者の技術及び知識の向上に資する研修の開催及び県等の開催する研修への参加等に配慮しなければならない。

(頰肩腕障害に関する健康診断)

第18条 市長は、意思疎通支援者の特殊性により発症が危惧される頰肩腕障害、メンタルストレスに起因する疾患等の健康障害を予防し、意思疎通支援者の健康保持を図り、もってこの事業全体の健全な運営を確保するため、必要に応じ、意思疎通支援者の頰肩腕障害に関する健康診断を実施する。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(三沢市コミュニケーション支援事業実施要綱の廃止)

2 三沢市コミュニケーション支援事業実施要綱は、廃止する。

様式第1号（第9条関係）

三沢市意思疎通支援者派遣申請書

年 月 日

三 沢 市 長

申	住所 _____
請	氏名 _____ 印
者	電話・FAX _____

三沢市意思疎通支援者派遣事業実施要綱第9条の規定により、下記のとおり意思疎通支援者（手話通訳者・要約筆記者）の派遣を申請します。

記

通 訊 日 時	年 月 日 ()		時 分から	時 分まで
派 遣 対 象 の 聴 覚 障 害 者 名		通 訊 内 容		
通 訊 場 所 (待 合 せ 場 所)	名 称			
	所 在 地			
	F A X 電 話 番 号			
	待 合 せ 時 間	時 分	待 ち 合 せ 場 所	
そ の 他				

様式第2号（第10条関係）

三沢市意思疎通支援者派遣決定（却下）通知書

年 月 日

様

三 沢 市 長 ㊟

先に申込みのあった意思疎通支援者（手話通訳者・要約筆記者）の派遣について

1. 下記のとおり派遣します。
2. 却下します。【理由： 】

記

通 訳 日 時	年 月 日 ()		時 分	から
			時 分	まで
派 遣 対 象 の 聴 覚 障 害 者 名		通 訳 内 容		
通 訳 場 所 (待 合 せ 場 所)	名 称			
	所 在 地			
	F A X 電 話 番 号			
	待 合 せ 時 間	時 分	待 ち 合 せ 場 所	
そ の 他				

様式第3号（第10条関係）

三沢市手話通訳・要約筆記依頼書

年 月 日

(宛先) 様

三 沢 市 長 印

下記のとおり手話通訳・要約筆記を依頼します。

記

通 訳 日 時	年 月 日 ()		時 分 時 分
派 遣 対 象 の 聴 覚 障 害 者 名		通 訳 内 容	
通 訳 場 所 (待 合 せ 場 所)	名 称		
	所 在 地		
	F A X 電 話 番 号		
	待 合 せ 時 間	時 分	待 ち 合 せ 場 所
そ の 他			

様式第4号（第13条関係）

三沢市意思疎通支援者登録申請書

三沢市福祉事務所長 様

申請年月日 年 月 日

次のとおり、意思疎通支援者としての登録を申請します。

ふりがな			男・女
氏名			印
生年月日	年 月 日	年齢	歳
現住所	〒	電話	
業務内容	手話通訳者 ・ 要約筆記（手書き・パソコン）		
意思疎通支援者としての経験年数		年	
年	月	主な経歴	
年	月	主な免許・資格	
勤務先名			
勤務先電話			
派遣を依頼された場合の可能な時間		時	から 時 まで
FAX	自宅	勤務先	

様式第5号（第13条関係）

年 月 日

三沢市意思疎通支援者登録決定（却下）通知書

申請者 住所

氏名 様

三沢市福祉事務所長 ㊟

年 月 日付けで申請のあった意思疎通支援者の登録について、次のとおり決定したので通知します。

- 1 意思疎通支援者として登録します。
 - （1）手話通訳者
 - （2）要約筆記者

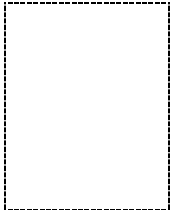
- 2 意思疎通支援者の登録の申請を却下します。
 - （1）手話通訳者
 - （2）要約筆記者

（却下の理由）

様式第7号（第14条関係）

(表)

(裏)

<p>第 号</p> <p>三沢市意思疎通支援者証 (手話通訳者・要約筆記者)</p> <p> 氏名</p> <p>住 所</p> <p>上記の者は、意思疎通支援者であることを証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p>三沢市福祉事務所長 ⑩</p>	<p>注 意 事 項</p> <ol style="list-style-type: none">1 本証は、意思疎通支援の業務中は、常に携帯すること。2 三沢市福祉事務所長の公印のないものは無効とする。3 本証の記載事項に変更があったときは、速やかに三沢市福祉事務所に届けること。4 本証を紛失し、又は毀損したときは、速やかに三沢市福祉事務所長に届け出て、再交付を受けること。5 意思疎通支援者でなくなったときは、直ちに返還すること。
--	--

様式第8号（第14条関係）

三沢市意思疎通支援者証紛失等届出書兼再交付申請書

三沢市福祉事務所長 様

届出・申請年月日 年 月 日

三沢市意思疎通支援者証を紛失（毀損）したので届け出ます。併せて、三沢市意思疎通支援者証の再交付を申請します。

ふりがな			男・女
氏名			登録No.
住所		電話	
紛失等の別	紛失 ・ 毀損		
紛失等の日時	年 月 日		
紛失等の状況			

様式第9号（第14条関係）

三沢市意思疎通支援者登録事項変更届出書

三沢市福祉事務所長 様

届出年月日 年 月 日

三沢市意思疎通支援者の登録事項に変更があったので届け出ます。

ふりがな		男・女
氏名		登録No.
変更の内容	(1) 住所 (2) 氏名 (3) 勤務先 (4) 電話番号 (自宅・勤務先) (5) F A X 番号 (自宅・勤務先) (6) 派遣を依頼された場合の可能な時間 (7) その他	
変更前		
変更後		
変更年月日	年 月 日	

様式第10号（第15条関係）

三沢市意思疎通支援者派遣業務報告書

年 月 日

三 沢 市 長

意思疎通支援者氏名 ⑩

下記のとおり報告します。

記

申 請 者	
派 遣 日 時	年 月 日 () (待合) 時 分から (終了) 時 分まで 計 時間 分
派 遣 場 所	
派 遣 内 容	
業務上の問題点 状況・意見等	

謝礼の額	円	1時間当たり	5,000円
		1時間を超える場合	30分未満2,500円 30分以上1時間未満5,000円
		交通費	公共交通機関：実費 自家用車：30円/km